

平成 29 年 10 月 26 日

平成 29 年台風第 21 号により被害を受けられました皆さまへ

さくら少額短期保険株式会社

この度の平成 29 年台風第 21 号により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望のご契約者さまは、下記の弊社窓口までご連絡ください。

■モバイル保険について

0120-703-550

営業時間 10:00～19:00（年末年始を除く）

■ソラティア・エフォール／なでしこ保険／約定履行費用保険 について

0120-117-873

営業時間 9:00～17:30（土・日・祝日、年末年始を除く）

適用都道府県	適用市町村	法適用日
三重県	伊勢市、度会郡玉城町	2017年10月22日
京都府	舞鶴市	2017年10月22日
和歌山県	新宮市	2017年10月21日

以 上